

ダウンロード違法化に関する「穏やかな提案」
—違法化拡大と合わせて、著作権法 42 条に新 3 項の導入を！—

あるいは、私的複製の公的な意義について

2019 年 3 月 5 日

金子敏哉(明治大学法学部准教授)

目次

I	はじめに … 「穏やかな提案」のことはひとまず置きまして…	2
a.	ダウンロード違法化に関する議論状況…	2
b.	本稿の趣旨 …	3
c.	現行著作権法 42 条について…	4
d.	著作権法 30 条 1 項 3 号と「著作権者の利益を不当に害する」場合…	5
i.	「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害する」との限定をすべきとの意見	5
ii.	「著作権者の利益を不当に害する」ことを要件としない理由…	6
II	ダウンロード違法化に関する「穏やかな提案」…	7
III	おわりに あるいは、私的複製の公的な意義について…	11

〔真面目な方へのおことわり〕

本稿の「穏やかな提案」の内容は、冗談です。真に受けないでくださいね！

ダウンロード違法化に関する「穏やかな提案」の要旨

文化庁作成の条文案（2 月 22 日時点もの）では、著作権法 30 条 1 項 1 号に「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害する」との要件を設けることなく、ネット上で違法に配信される著作物をそれと知りながらダウンロードする行為（違法なソースからのダウンロード）を広く民事上違法とすべきことが提案されている。しかしこの条文案に対しては、海賊版対策としての実効性等につき一部有識者から疑問が呈されている。

そこで本提案では、より実効的な違法配信著作物対策の実現のため、違法なソースからのダウンロードは全て著作権者の利益を不当に害するとの認識に基づき、著作権法 42 条（裁判手続のための使用、立法・行政目的での内部使用）に 3 項を新設し、違法なソースからの政府等によるダウンロードがその必要性・「著作権者の利益を不当に害する」か否かを問わず一律に違法であることを明確にすべきことを提案するものである。

Ⅰ はじめに …「穏やかな提案」のことはひとまず置きまして…

a. ダウンロード違法化に関する議論状況

今般のダウンロード違法化の対象範囲の見直しの問題について、私個人の問題意識と意見については2019年2月28日に公表されたコラム¹にて書かせていただきました。

同コラムの公表後、ダウンロード違法化を巡る議論について、様々な動きがありました。ざっと列挙すると以下のようになります。

2月28日

自由民主党の合同会議（2月22日）で配布された文化庁作成資料等の報道²

3月1日

自由民主党総務会が、著作権法改正案の了承を見送り³

3月2日

古屋圭司衆議院議員（MANGA議連会長）作成関係資料の公開⁴

¹ 金子敏哉「[リレー連載 明日の著作権] 著作権侵害罪の処罰範囲の限定を」WEBRONZA（朝日新聞社、2019年2月28日）

<https://webronza.asahi.com/business/articles/2019022600002.html>

² 弁護士ドットコムニュース「DL違法化『必要な議論尽くされた』『バランスの取れた内容』…文化庁の説明資料入手」（2019年2月28日）

https://www.bengo4.com/internet/n_9306/

上記の報道では、自由民主党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議（以下、合同会議）で配布された文化庁作成資料（と思われる資料）が三点アップロードされています。

① 法律案概要：「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要」

② 概要説明資料：「著作権法及びプログラムの著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料」（以下、文化庁・概要説明資料（2019年2月22日））

このうちの11から17頁がダウンロード違法化に関する部分です。2月22日時点での条文は15・16頁に掲載されています。

③ 参考資料：「ダウンロード違法化拡大に関する御参考資料」（以下、文化庁・参考資料（2019年2月22日））

³ 朝日新聞「ダウンロード違法化拡大、自民総務会が了承先送り」（2019年3月2日）

<https://www.asahi.com/articles/ASM314VP6M31UTFK012.html>

⁴ 著作権法改正案（著作物全般のダウンロード違法化等）、MANGA議連（マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟）会長、古屋圭司衆議院議員作成に係る関係文書の公開（桶田大介弁護士のtwitter（<https://twitter.com/DaisukeP/status/1101624104950484992>）より）

1. 提案書 2月26日

2. 省察 2月27日

3. 文化庁見解への反駁書 2月28日

3のファイルの2頁目以降には反駁の対象となる、文化庁「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する追加提案に対する考え方」（平成31年2月27日）（以下、文化庁・考

3月3日

明治大学知的財産法政策研究所部会資料検証WG（賛同者・呼びかけ人の有志により構成）の検証レポートの公表⁵

特に重要な動きが、3月1日の自由民主党総務会での著作権法改正法案の了承見送りであります。ただ、これはダウンロード違法化の拡大について改正を行わないことを決定したのではなく、漫画家等へのヒアリングを経たうえで、今国会での著作権法等の改正法案の成立を目指す方針には変わりはない、とのことようです⁶。

今後、ヒアリング等を踏まえて、ダウンロード違法化の拡大に関する条文案が今後修正されるのか、それとも関係者の懸念は払しょくされた・反対は少数に過ぎない、として総務会時点での条文案のまま改正に向けた手続きが進められるのか、は予断を許さない状況となっているように思われます。

b. 本稿の趣旨

このような議論状況に鑑み、本稿では、特に、文化庁作成の条文案(2月22日時点のもの。3月1日の総務会時点でも同内容と推測されます)の内容のうち、特に、「著作権者の利益を不当に害する」ことを要件としない点について、問題提起を行う趣旨から、著作権法42条に3項を新設するという「穏やかな提案」をさせていただくものです。

なお、本稿でいう「穏やかな提案」とは、冒頭で言及したコラムと同様、ジョナサン・スウィフト『穏やかな提案』(Jonathan Swift, A Modest Proposal) (1729年)⁷と同じような意味において「穏やかな」ものであることにご留意ください。

「穏やかな提案」を行う前に、その前提として、現行著作権法42条についての簡単な解説と、今回の改正案につき「著作権者の利益を不当に害する」ことを30条1項3号の要件とすべきでない理由についての文化庁の説明について、少し解説します。

え方(2019年2月27日)も含まれています。

⁵ 明治大学知的財産法政策研究所部会資料検証WG「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する自由民主党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議(平成31年2月22日)配布資料の検証レポート」(2019年3月3日公表)

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190219seimei.html>

⁶ 水野祐弁護士によるツイート(2019年2月28日22時34分)を参照。

<https://twitter.com/TasukuMizuno/status/1101370104623714304>

⁷ [sogo氏による翻訳](#)が青空文庫において公開されています。スウィフトによる提案の内容にはショッキングなものも含むのでご注意ください。

(以下は、ある意味では「穏やかな提案」のネタバレを含むものですので、我こそは眞の著作権マニア、ネタバレになるような前説などいらぬ、という剛毅な方は、しばらく飛ばして、7頁の「穏やかな提案」の本論の方にお進みください)

c. 現行著作権法 42 条について

現行著作権法 42 条（裁判手続等における複製）の第 1 項は以下のように定めています。

「1 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

この規定は、裁判手続のための裁判所及び当事者等による複製、又は立法・行政目的での内部資料としての使用のための複製を一定の要件のもとで、著作権の侵害とならないことを定めるものです。

まだ第 2 項では、特許の審査等で必要な場合につき、1 項の内部資料としての使用を超える範囲での使用であっても、1 項と同様に権利制限の対象とすることを定めています。

他方、濫用的に本条が運用されることへの懸念から、現行法 42 条 1 項但書は「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」ことを定めています。例えば、行政法の概説書を全部丸ごとコピーして公務員全員に配布する、というのはこの 1 項但書により（あるいはそもそも「立法又は行政の目的のために内部資料として必要」といえないとして）、当該行政法の概説書に係る著作権の侵害となります。

著作権法 42 条 1 項は、複製元となる著作物が適法に提示・提供されたことを条文上の要件としていません。

実質的にも、裁判手続において被疑侵害態様等の主張立証のため相手方や第三者の著作権を侵害して作成された資料を複製する必要がある場合、あるいは、海賊版対策のために必要な立法的措置を検討するため悪質な海賊版サイトの実情についての内部資料を作成する場合、等を想定すれば、違法なソースからの複製であっても、その必要性や具体的な態様に照らして「著作権者の利益を不当に害する」場合に該当しないといえれば、著作権法 42 条 1 項の適用対象となるものと、一般的には、解されると思われます。

なお現行著作権法の制定過程において、著作権法 42 条の内容のうち、立法・行政目的で

の内部使用のための複製は現行 30 条の私的使用目的の複製等とまとめて規律をすることが予定されていた時期もありましたが、結局現在のような条文となっています⁸。

d. 著作権法 30 条 1 項 3 号と「著作権者の利益を不当に害する」場合

ここで著作権法 42 条のことはひとまずわきにおいて、現在、喫緊の検討課題であるダウンロード違法化拡大の問題に戻りましょう。

i. 「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害する」との限定をすべきとの意見

ダウンロード違法化拡大のための法改正については、そもそもの改正の是非自体も議論のあるところですが⁹、特に法改正を行う際の具体的な条文案については、以下の各声明・提言等において、少なくとも、民事的規制・刑事罰のいずれについても、「原作のまま」及び「著作権者の利益を不当に害する」との二つの要件を導入する必要がある、との見解が示されています¹⁰。

- 「ダウンロード違法化の全著作物への拡大に対する懸念表明と提言」（一般財団法人情報法制研究所著作権と情報法制研究タスクフォース、2019 年 2 月 8 日）¹¹
- 『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」（研究者等 105 人及び 2 団体による共同声明（呼びかけ人：高倉成男・中山信弘・金子敏哉）、2019 年 2 月 19 日）¹²（以下、「緊急声明」（2019 年 2 月 19 日））

⁸ 伊藤正己他「新著作権法セミナー〔第 9 回〕著作権の制限（つづき）・著作権の譲渡及び消滅」ジュリスト 477 号(1971 年)108 頁以下参照。

⁹ 「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」（2019 年 1 月 23 日日本マンガ学会）<https://www.jsscc.net/info/130533> では、法改正自体について明確に反対の立場が示されています。

私個人の本来的な立場については前掲注(1)のコラムをご参照ください。

¹⁰ これらに対して、「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する意見として」（2019 年 2 月 28 日一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA) 代表理事後藤健郎)は、声明時点での文化庁の条文案を支持する立場を示しています。

<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=186>

また、「今国会に提出される著作権法改正 『リーチサイト規制』『ダウンロード違法化の対象範囲見直し』について」（2019 年 2 月 21 日 出版広報センター）では、リーチサイト規制とダウンロード違法化の対象範囲見直しが「海賊版撲滅のための有効な一手」となるとしつつ、他方でこの見直しが「ネットユーザーやクリエイターの表現行為を萎縮させるようなことがあってはならない」として、「違法化の対象範囲の見直しにあたっては、『表現の自由』への最大限の配慮がなされるよう望みます」としています。

<https://shuppankoho.jp/doc/20190221.pdf>

¹¹ <https://www.jilis.org/proposal/data/2019-02-08.pdf>

¹² <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190219seimei.html>

- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見（2019年2月21日 アジインターネット日本連盟）¹³
- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見（2019年2月26日 一般社団法人日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクト）¹⁴
- 「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」に関する声明（2019年2月27日 公益社団法人日本漫画家協会）¹⁵
- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについて」の見解（2019年2月27日 一般社団法人マンガジャパン）¹⁶

以上の各声明・提言の趣旨(特に両要件を導入すべきとする理由)については、それぞれの資料をご覧ください。私個人の立場については先のコラム¹⁷をご参照ください。

(以下では「原作のまま」の要件は本稿では扱わず、「著作権者の利益を不当に害する」との要件にだけ焦点を当てたいと思います。)

ii. 「著作権者の利益を不当に害する」ことを要件としない理由

これら各声明・提言とは異なり、文化庁が作成した著作権法 30 条 1 項 3 号の条文案(2月22日時点のもの¹⁸。3月1日の自由民主党総務会の時点でも同一内容と推測されます)は、下記のものであり、「著作権者の利益を不当に害する」ことを要件としていません。

文化庁の条文案（下線部が現行法からの変更点）

著作権法第 30 条

第一項 三号 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

第二項 前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

文化庁の説明資料等では、著作権法 30 条 1 項 3 号につき「著作権者の利益を不当に害す

なお本稿は、私個人の意見であり、上記緊急声明の呼びかけ人・賛同者の共通の理解を示すものではありません。

¹³ <http://aicj.jp/?p=412>

¹⁴ http://www.jipa.or.jp/topics/181228_jisedai_pj_2.html

¹⁵ <https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/>

¹⁶ <http://www.manga-japan.net/?p=5137>（日本漫画家協会の声明文を引用し、「マンガジャパンは日本漫画家協会と歩調を合わせます。」との声明をなさっています）

¹⁷ 前掲注(1)参照。

¹⁸ 前掲注(2)参照。

る」ことを要件とすべきではない理由として、主に、[1]ユーザーが、この程度では著作権者の利益を不当に害しないと判断して、居直的にダウンロードが行われることへの懸念¹⁹、と、[2]そもそも違法に配信されている著作物からのダウンロードは全て「著作権者の利益を不当に害する」という認識が挙げられています。

これら文化庁が挙げる理由については、既に別の意見書²⁰で批判的な分析をしているところでありますため、詳細はそちらをご覧ください。

ただ、後述の「穏やかな提案」にも関わるのが、上記の[2]であり、文化庁の説明資料では下記の記載にあたります。

文化庁・参考資料(2019年2月22日)スライド1枚目

(1)ダウンロード違法化に関する基本的な考え方 より抜粋。

「○ 無断アップロードは、著作権侵害として10年以下の懲役の対象にもなり得る行為であり、そのような悪質な行為によって拡散された著作物(著作権法上そのような形での流通が認められていないもの)をダウンロード(複製)することが権利者の利益を不当に害することは明らか。」

…この考え方に示唆を受けて、本稿においてあえてご提案をさせていただくのが、次に述べる「ダウンロード違法化に関する『穏やかな提案』」です。

II ダウンロード違法化に関する「穏やかな提案」

以下の提案中の「30条1項3号」「119条3項」は、2月22日時点のものとする条文案をご想起ください。

ダウンロード違法化に関する「穏やかな提案」

著作権法30条1項3号の改正と合わせて、42条3項の新設を！

ネット上で違法に配信される著作物による被害の深刻さに鑑みて、著作権法30条1項3

¹⁹ 文化庁・考え方(2019年2月27日)。

²⁰ 高倉成男・中山信弘・金子敏哉「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見(詳細版)」(2019年2月25日提出)10頁以下参照。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190219seimei.html>

号により私的複製の例外を、いわゆる海賊版のダウンロードに限らず(「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害する」との限定を加えず)、著作物一般に拡大する方向で検討されている。

しかしこの改正案に対しては、いまだネット上での著作権侵害への根本的な対策とはならないとの懸念もある。そこでより実効的な違法配信著作物への対策のため、著作権法 30 条 1 項 3 号と合わせて著作権法 42 条に新たに第三項を新設することが不可欠と考える。

著作権法 42 条(裁判手続等のための複製)

(略)

3 前二項の規定は、第三十条第一項第三号に該当する場合には適用しない。

また刑事罰の適用に関しては、萎縮効果が生じることへの懸念に対処するため、現行著作権法 119 条 1 項からの対象から「裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合」を除外したうえで、このような場合については 119 条 3 項と同じ要件・法定刑のもとで処罰対象とすべきである。

[提案の趣旨]

著作物の違法配信の拡大を防止するためには、裁判手続や政府等による立法又は行政目的の内部使用の必要性がどれほど高くとも、また権利者の利益をおよそ不当に害しない場合であっても、違法に配信された著作物を直接受信して複製する形での情報収集は違法なものとして決して行わないことを明示的に定める必要がある。

[情報収集等への懸念について]

本改正提案に対して、立法又は行政目的での情報収集、裁判手続の運用に支障を生じるところを懸念する見解が一部有識者から提示されている。

例えば、海賊版対策の必要性を調査するためにネット上の海賊版サイトの具体的な態様をデータとして保存することができなくなる、との懸念である。しかし、違法に配信されている著作物をその違法性を知りながらダウンロードをすることは、海賊版サイトの情報収集のため、という理由のもとでも決して許容されるべきものではない。

またテロ組織等が WEB 上で配信している映像に著作権の侵害となるものが部分的にでも含まれる場合に情報分析のために当該映像を保存することが著作権者との関係では侵害と評価されることとなる、との懸念も指摘されている。しかし、たとえテロ対策のための情報収集であっても、著作権を侵害する情報源からコピーを入手することは正当化しがたいと

考える。

なお情報収集の際の資料保存の必要性については、画面をカメラ（デジタルカメラの場合「デジタル方式の受信」によるものとの誤解を招く可能性があるため、フィルムカメラが望ましい）で撮影する、情報をデジタル形式で保存することなく紙媒体に印刷する等の態様で一定の対応が可能である。

なお現在提案されている著作権法 30 条 1 項 3 号の改正案では、厳格な主観要件を設定することで国民の一般的な情報収集に特段の影響はないとの説明がされており、著作権法 43 条 3 項も、30 条 1 項 3 号と同一の要件によるものである以上、政府等による情報収集に特段の影響を及ぼすものではない。

〔私的使用目的と、立法・行政目的の異同について〕

なお本提案に対して、私的使用目的と、立法又は行政目的との目的では、その公益的な意味合いが大きく異なるから、30 条 1 項 3 号のような例外を 42 条に設けるべきではない、との主張が考えられる。

確かに著作権法 30 条 1 項 3 号は、「私的使用」を客観的な範囲（「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」）として定義し、あえて具体的な使用目的を問わないことで、内心の自由を確保している。このため私的使用の目的には、具体的には様々な目的が含まれるのであり、「立法又は行政目的」で想定されるものとは必ずしも公益的な意味合いが一致するものではない。

しかし「私的使用の目的」の中には、ある立法の是非につき国民が自ら検討するための資料収集を行う目的も含まれるところである。今回、著作権法 30 条 1 項 3 号の改正により、ある立法の是非を検討するために、違法に配信される著作物（例えば改正案についての担当官庁による説明資料）と知りながらそれをダウンロードする場合についても、「著作権者の利益を不当に害する」か否かを問わず「違法」なものとして全て禁止をするものとする以上、立法・行政目的での内部利用等であることを理由として私的使用目的の場合と取扱いを異にすべき理由はない。

また著作権法 30 条 1 項 3 号について幅広い違法化を行いながら、この提案による 42 条 3 項を導入しなかった場合、国民から、政府が国民の情報収集を制限しようとしているとの印象を抱かれかねない。このような誤解を避けるためにも、政府自らも、違法に配信されている著作物をダウンロードする形での情報収集は行わないことを定める必要がある。

〔違法配信著作物のダウンロードと「著作権者の利益を不当に害する」〕

本改正提案に対して、著作権法 42 条の立法・行政目的の内部使用には、「著作権者の利益を不当に害する」とは必ずしも言えない場合があり(現行著作権法 42 条 1 項参照)、このような場合については違法配信著作物のダウンロードであっても、著作権の侵害を否定すべき場合がある、との考え方が一部有識者から指摘されている。

しかし、著作権法 30 条 1 項 3 号の改正案での説明のとおり、著作物の違法配信は著作権法 119 条 1 項により 10 年以下の懲役刑の対象となり得るものであり、このような悪質な行為によって拡布された著作物をダウンロードすることは、著作権者の利益を不当に害することは明らかである。

以上の理解を前提とすれば、現行著作権法 42 条 1 項についても、立法・行政目的の内部使用のうち、違法配信著作物のダウンロードによるものについては、明らかに「著作権者の利益を不当に害する」ものと解すべきこととなる。本改正提案はこれを明文化するものに過ぎない。

むしろ現行法 42 条 1 項が違法配信著作物のダウンロードまで許容する趣旨であるとするれば、「正当な補償」なしに一種の収用を行うものと評価されるおそれがあり、日本国憲法 29 条による財産権保障と抵触する可能性がある。

このため今回の改正において、私人の行為については私的領域の自由に鑑み著作権法 30 条 1 項 3 号の改正を仮に見送る場合であっても、著作権法 43 条 3 項に関する本改正提案は現在提案されている 30 条 1 項 3 号の文言に基づいて実現されるべきである。立法・行政目的の内部使用により明らかにその利益を不当に害される著作権者(前述のとおり、違法配信著作物からのダウンロードについては全て著作権者の利益を不当に害することは明らかである)に対して「正当な補償」を行うことが不可欠である。

〔実際上の萎縮効果及び実効性について〕

なお民事上の責任については、著作権法 30 条 1 項 3 号と同様、差止・損害賠償請求権の効果は立法・行政目的での内部使用等を行う者、国及び地方公共団体に過度の負担を及ぼすものではない。

他方、刑事罰に関しては、私的使用目的での複製に係る著作権法 119 条 3 項については

実際の運用上の問題が指摘されているが、本提案が対象とする著作権法 42 条の立法・行政目的での使用については、刑事訴訟法 239 条 2 項により「公務員は官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」ことが定められているため、極めて実効的に運用されるものであることが期待される。

III おわりに あるいは、私的複製の公的な意義について

…繰り返しますが、この「穏やかな提案」は冗談ですから、冗談を真に受けてこんな改正しないでくださいね。

ただこの「穏やかな」42 条 3 項の改正提案と比較して、30 条 1 項 3 号の改正案が穏やかなものといえるか、についてはご検討を頂けると、有難いと思います。

最後に一つ。「穏やかな提案」の中で述べたことのほとんどは冗談ですが、一部分、特に真面目に思っていることがあります。

それは著作権法 30 条 1 項の私的複製の意義に関する部分です。

現行著作権法 30 条 1 項 3 号は、「私的使用」を客観的な範囲（「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」）として定義し、あえて具体的な使用目的を問わないことで、私的領域の自由・内心の自由を確保しています。

しかし、この「私的使用の目的」には、実際には様々な使用目的が含まれています。その中には、単なる暇つぶしとしかいいようのない場合もあれば、上で述べたように、ある立法の是非につき国民が自ら検討するための資料収集を行う場合、さらには好きな漫画の絵を模写することで作品を享受するとともに新たな創作のスキルも身につけていく場合、等、様々な場合が含まれています。

私的使用目的での複製は、その全てが、というわけではありませんが、少なくともその一部においては、間接的な形かもしれませんが、政治的言論や、新たな表現活動の「ゆりかご」としての役割も果たしている、ということができると思います。それらは、私的であると同時に、公的な活動の基盤でもあるわけです。

現行著作権法 30 条 1 項の私的使用目的の複製が、特に違法なソースからの複製まで広く認めている結果、著作物の創作や流通に関わる主体に適切な対価が還元されない状況が生じていることへの懸念があることは認識しています。それゆえ、違法なソースからの複製に

関して私的複製に係る権利制限規定の適用範囲を限定すべきだ、という意見があることも理解します。

しかし、違法なソース(著作権を侵害して送信される著作物)からそれが違法と知りながら私的使用目的でダウンロードを行う行為、であるからといって、一律に著作権法上違法としてしまうことは、私的使用目的に含まれるいくつかの具体的な目的(その一例が、国民がある立法の妥当性を自ら判断するため、違法にアップロードされた立法関係資料をダウンロードする行為)に係る公的な意義との関係で、社会に致命的な影響を及ぼしかねません。

そのような致命的な影響を避けるためには、30条1項3号に「著作権者の利益を不当に害する」との要件を加えることが不可欠です²¹。

あるいは、その影響を致命的とお考えにならないのであれば、きっと、本稿の「穏やかな提案」も、穏やかな内容として異論なく受け止めて頂けることであろうと思います。

以上

²¹ なお私的使用目的のうち、特定の具体的な目的だけを例外とする、というアプローチは、著作権法30条1項3号が、あえて具体的な私的使用目的を問わないことで内心の自由を確保している機能を減殺する恐れがある点に留意する必要があります。